生駒市政の透明性の向上及び公正な職務の推進に関する条例の制定 について

上記の議案を提出する。

平成19年3月7日

生駒市長 山 下 真

生駒市政の透明性の向上及び公正な職務の推進に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、職員の職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、市政の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な職務の執行を推進することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、もって市民の利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 本市の機関 市長その他の執行機関、議会及び消防長をいう。
 - (2) 職員 市長その他の常勤の特別職に属する職員及び一般職に属する職員をいう。
 - (3) 公職者 国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長並びに秘書その他のこれらの者の活動を補佐する者をいう。
 - (4) 要望等 職員以外の者が職員に対して行うその職員の職務に関する要

望、提言、相談、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。

- (5) 法令等 法律及び法律に基づく命令 (告示を含む。)並びに条例及び規則 その他の規程をいう。
- (6) 不当要求行為 次に掲げる行為をいう。
 - ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為
 - (ア) 特定の者に対して有利な又は不利な取扱いをすること。
 - (イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
 - (ウ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
 - (エ) 執行すべき職務を行わず、又は定められた期限までに行わないこと。
 - (オ) その他法令等に違反すること又は職員の職務に係る倫理に反することを行うこと。
 - イ 職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為
 - ウ 暴力、威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した不正な手段により 要望等をする行為

(本市の責務)

第3条 本市は、透明性の高い公正な市政の運営を図り、市政に対する市民の信頼を確保するよう十分に配慮するとともに、法令等の遵守に関する啓発、不当要求行為に適切な対応ができる体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(職員の職務執行及び倫理に係る原則)

- 第4条 職員は、法令等を遵守するとともに、市民全体の奉仕者として常に公正 な職務の執行を図り、公共の利益のために職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために

用いてはならない。

- 3 職員は、職務に関する権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くよ うな行為をしてはならない。
- 4 職員は、職務上知り得た情報を適正に管理し、公正な職務の執行を損なわないようにしなければならない。

(要望等への対応の原則)

- 第5条 本市の機関は、市民本位の開かれた市政の運営を推進するために、市政 に関する要望等の重要性を十分認識し、誠実かつ適正に対応しなければならな い。
- 2 本市の機関は、不当要求行為が行われたとき(不当要求行為が行われるおそれがあると認めるときを含む。)は、公正な職務の執行及び職員の安全の確保を図るため、組織的に毅然とした態度で対応しなければならない。

(要望等の記録)

- 第6条 職員は、要望等(要望等を行う者(以下「要望者」という。)が公職者以外の者であるときにあっては、当該要望等が職員に対して職務に関する具体的な行為をし、又はしないことを求めるものに限る。)を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。
- 2 要望等の記録に関し必要な事項は、規則で定める。

(記録の例外)

- 第7条 職員は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する要望等については、その内容を記録しないことができる。
 - (1) 公式又は公開の場において行われる要望等
 - (2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等
 - (3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等
 - (4) 次のいずれかに該当する要望等のうち、公正な市政の運営を阻害するお

それがないと認めるもの

- ア 日常的に行われる営業活動に係る要望等
- イ 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望 等
- ウ 職員が多数の要望者に順次応対するような要望等であって、記録することが困難なもの
- エ その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答 する必要がない要望等

(確認の機会の付与)

第8条 要望者は、第6条第1項の規定による記録の内容について、本市の機関に対して確認を求めることができる。この場合において、本市の機関は、速やかに要望者に対して当該記録を提示するとともに、確認の結果、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。

(公表)

- 第9条 市長は、第6条第1項の規定により記録された要望等を取りまとめ、その概要及び要望等への対応の方針、方法等の概要を定期的に公表するものとする。ただし、公表することにより、要望者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある要望等については、この限りでない。
- 2 前項の規定により公表するときにあっては、氏名、住所等の要望者が特定される情報(公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。)は、掲載しないものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第10条 市長は、明らかに不当要求行為があったと認めるときは、当該不当要 求行為を行った者に対する書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措 置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該不当要求行為を行った者にその理由を通知し、意見を聴くとともに、有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。ただし、生駒市法令遵守委員会(以下「委員会」という。)が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、不当要求行為であるかどうかを判断できない要望等を受けた場合に おいて必要があると認めるときは、委員会に諮問するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による諮問をしたときは、委員会の答申を尊重して、当 該要望等に対して必要な措置を講じなければならない。

(法令遵守委員会)

- 第11条 要望等に関する調査、審査等を行い、その処理の透明性を確保するため、委員会を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 前条第4項の規定による諮問に応じて調査及び審査を行い、審査結果及び必要な措置について答申すること。
 - (2) 要望等の記録その他要望等への対応に関する事項について、諮問に応じて審議を行い、必要な意見を述べること。
 - (3) 要望等の記録その他要望等への対応の状況について、定期的に調査を実施し、必要な助言を行うこと。
- 3 委員会は、委員3人をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他法令等又は行政の運営に関し識見を有する者のう ちから市長が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、 同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規 則で定める。

(運用状況の公表)

第12条 市長は、記録した要望等の件数その他この条例の運用状況を毎年度公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表特別職報酬等審議会委員の項の次に次のように加える。

法令遵守委員会委員	日額 14,000
-----------	-----------